

「控除対象財産」について

財務規律の強化について

- 公益性を担保する財務規律
- I 適正かつ公正な支出管理
 - II 再投下可能な財産の明確化
 - III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

公益事業

収支差

II 再投下可能な財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

① 社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

② 「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③ 公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

社会福祉法人の再投下可能な財産の明確化

○ 社会福祉法人の①すべての財産(基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。)を対象に、
②現在の事業継続に必要な財産(控除対象財産)と③再投下可能な財産に区分する。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づき事業に活用している不動産等 (考え方)

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づき事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う
*基本金及び国庫補助等特別積立金の重複部分は調整

② 再生産に必要な財産 (考え方)

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金 (考え方)

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \text{④}$$

④ 再投下可能な財産

*負債との重複部分については調整。

控除対象財産① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(算出方法)

- (1) 財産目録から、現に社会福祉事業等に活用している財産を判定(判定にあたっては、通知等で一定の基準を示す)
- (2) 対応する負債等の重複を控除する。

(財産目録イメージ)

財産目録 (記載例)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	(単位:円)	
							控除対象	控除対象額
I 資産の部								
1 流動資産								
現金預金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	-	x	
預金	〇〇銀行〇〇支店	-	運転資金として	-	-	-	x	
普通預金	-	〇月分介護料	-	-	-	x	
事業未収金	-	-	-	-		
流動資産合計								
2 固定資産								
(1) 基本財産								
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	-	-	-	〇	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	19●●年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	1,200,000,000	700,000,000	500,000,000	〇	
建物	所在▲▲ 家屋番号▲▲ 種類▲▲	19××年度	第1種社会福祉事業である、▲▲施設に使用している	800,000,000	400,000,000	400,000,000	〇	
定期預金	〇〇銀行〇〇支店	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	-	〇	
.....	-	-	-	-		
基本財産合計								
(2) その他の固定財産								
車両運搬具	(車種)〇〇他3台 (車両No.)...	-	利用者送迎車両	10,000,000	3,000,000	7,000,000	〇	
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	-	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金の用地	-	-	-	x	
土地	所在〇〇	-	5年後に開設する〇〇事業のための社会福祉施設以外(訪問介護事業所等)の第2種社会福祉事業に使用している	900,000,000	200,000,000	700,000,000	x	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	20●●年度	-	-	-	〇	
.....	-	-	-	-		

■ ■ ■

控除対象財産② 固定資産の再取得に必要な財産

(算出方法(イメージ))

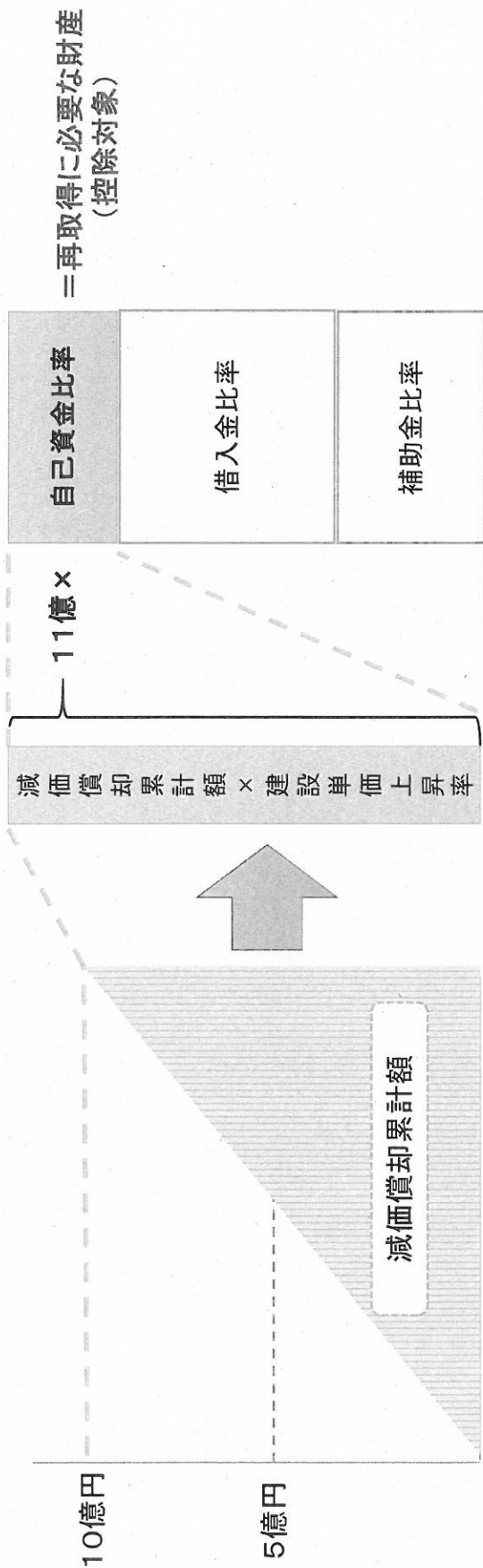
再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha (\text{修繕等})$$

○減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建てかえ時期(おおむね40年経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○法人に蓄積される建て替え費用は建設時の水準であることから、建設単価上昇率を考慮する。

○減価償却累計額(建設単価上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建て替え時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために内部留保すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。



10年目 20年目 30年目 40年目

建替

